

令和4年広審第29号

裁 決
漁船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官上羽直樹出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和4年5月14日04時00分

広島県下黒島北西岸

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 1.6トン

登 録 長 8.10メートル

機 関 の 種 類 電気点火機関

漁船法馬力数 220キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央やや後方に操舵スタンドを配し、同スタンド右舷側に舵輪、その前方に機関回転数や速力等を表示できるモニターを、その右側に機関遠隔操縦装置、操舵スタンド左舷側にGPSプロッターをそれぞれ備えたFRP製漁船で、a受審人ほか1人が乗り組み、ひじき漁の目的で、船首0.4メートル船尾0.7メートルの喫水をもって、令和4年5月14日00時00分広島県倉橋漁港の係留地を発し、同県竹原港南方沖合の漁場に向かった。

a受審人は、01時00分漁場に到着して操業を行ったのち、03時00分漁場を発進して帰途に就き、舵輪後方に立って操船にあたり、GPSプロッターを作動させて広島県上蒲刈島の北方沖合を西行したあと三之瀬瀬戸を南下し、霧のため視界が制限されはじめた下黒島北方200メートル沖合で、漂泊して予備燃料を補給したのち再度発進した。

a受審人は、03時59分大地蔵港沖防波堤灯台（以下「大地蔵灯台」という。）から192度（真方位、以下同じ。）1,390メートルの地点で、針路を243度に定め、27.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

a受審人は、下黒島の北東端に平素から停泊している台船の灯火を視認したのち、しばらく航行したので同島の北西端を通過したと考え、03時59分半少し過ぎ大地蔵灯台から205度1,700メートルの地点で、針路を200度に転じて続航した。

a受審人は、針路を転じたとき、下黒島北西岸まで280メートルとなり、その後同岸に向首して接近する状況となったが、同島の北西端を通過して針路上に支障となるものはないと思い、GPSプロッターで下黒島との相対位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行

わなかったもので、この状況に気付かなかった。

a 受審人は、下黒島北西岸に向首進行し、04時00分僅か前船首至近に同岸を認め、機関を中立運転として右舵をとったものの、及ばず、04時00分大地蔵灯台から204.5度1.07海里の地点において、Aは、船首が210度を向き、25.0ノットの速力となったとき、下黒島北西岸に乗り揚げた。

当時、天候は霧で風力1の西風が吹き、潮候は上げ潮の初期にあたり、視程は約600メートルで、瀬戸内海に海上濃霧警報が発表されていた。

乗揚の結果、船底外板に破口を伴う擦過傷及び船外機に濡損等を生じたが、のち修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、下黒島北方沖合において、霧のため視界が制限された状況下、倉橋漁港に向けて帰航する際、船位の確認が不十分で、同島北西岸に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、下黒島北方沖合において、霧のため視界が制限された状況下、倉橋漁港に向けて帰航する場合、同島北西岸に乗り揚げることのないよう、GPSプロッターで下黒島との相対位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、下黒島の北西端を通過して針路上に支障となるものはないと思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、下黒島北西岸に向首している状況に気付かず進行して同岸への乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か

月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年7月19日

広島地方海難審判所

審判官 岩 崎 欣 吾